

事 務 連 絡  
令和7年(2025年) 3月28日

(一社) 北海道水産土木協会会長 様

北海道 水産林務部 総務課長

資源有効利用促進法の省令改正に伴う運用の改正について

このことについて、第2弾公布分の水産林務部が発注する工事の扱いについて、令和6年(2024年)5月22日付け水林総第290号にて通知したところですが、「建設業に属する業務を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の補足説明及び運用について」の「確認結果票の作成に当たっての解説」の一部見直しが通知されたこと及び令和7年(2025年)4月1日より、宅地造成及び特定盛土規制法に基づく規制区域が指定されるため、別添のとおり改正しましたので通知します。

記

適用

令和7年(2025年)4月1日以降に契約する工事から適用

((管理係) 主査 (積算調査))

## 1 省令改正の概要

盛土規制法の施行にあわせて、建設発生土の適正な搬出先への確実な搬出等を目的に資源有効利用促進法の省令が下記のとおり改正された。

- ・第1弾公布：令和4年9月2日  
適用：令和5年2月1日（令和4年12月27日付け水林総第1478号）
- ・第2弾公布：令和5年3月3日  
適用：通知日以降入札を行う工事（令和5年6月12日付け水林総第429号）  
適用：令和6年6月1日以降に契約する工事から適用（本通知7）

## 2 省令改正（第2弾）の内容

- (1) 受注者は一定規模以上の工事において、建設発生土を搬出する場合は確認結果票を作成し、発注者へ提出、説明のうえ工事現場の公衆の見えやすい場所へ掲示する。作成した確認結果票は工事完成日から5年間保存する。
- (2) 受注者は再生資源利用促進計画書（確認結果票を含む）（以降：計画書）を運送事業者へ通知する。
- (3) 受注者は一定規模以上の工事において、建設発生土を搬出したときは速やかに搬出先の管理者に受領書（電子データも可能）の交付を求め、搬出先が計画書と一致していることを確認する。受領書又はその写しを工事完成日から5年間保存する。
- (4) 受注者は一定規模以上の工事において、建設発生土を他の建設工事やストックヤードから受入れたときは、搬入元に受領書を交付する。
- (5) 受注者は一定規模未満であっても、受領書の請求があれば交付する。

## 3 省令の対象となる工事規模

- ・合計で500m<sup>3</sup>以上の建設発生土を搬出する工事2（1）～（3）が対象
- ・合計で500m<sup>3</sup>以上の建設発生土を搬入する工事2（4）が対象
- ・建設発生土を搬入する全ての工事2（5）が対象
  - ※ 水産林務部が発注する工事で、再生資源利用（促進）計画書の作成が必要な工事は、搬入・搬出量に関わらず全ての工事が対象（令和4年12月27日付け水林総第1478号を参照）

## 4 確認結果票・受領書の取扱

国土交通省が定めた「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の補足説明及び運用について」の一部改訂について（令和5年5月15日付け事務連絡）」及び「再生資源利用促進計

画作成に当たって行う確認事項に関する解説について」の一部改訂について（令和5年5月15日付け事務連絡）」に基づき対応する。

## 5 実施内容

### （1）計画段階

#### ア) 発注者

- ①搬出先の選定にあたり、発注者が行った土壌汚染対策法等の手續状況と盛土規制法に基づく規制区域の指定状況、許可等の手續状況を確認する。
- ②搬出先の管理者等へ土地使用について同意を求めると共に、建設発生土における受領書の交付を依頼する。

※盛土規制法（宅地造成及び特定盛土等規制法）に基づく規制区域の指定状況は、北海道（札幌市、旭川市、函館市を除く）、札幌市、旭川市、函館市に確認する。

北海道の規制区域の指定状況は、建設部都市計画課Webサイトを確認する。

### （2）施工前

#### ア) 発注者

- ①受注者へ発注者が行った土壌汚染対策法等の手續状況を説明する。
- ②受注者から確認結果票の内容説明を受け、記載内容に誤りが無いか確認する。

#### イ) 受注者

- ①計画書と確認結果票を作成し、提出時に工事監督員へ内容を説明し、工事現場の公衆の見えやすい場所へ掲示する。確認結果表は、別添の「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（記載例）」を参考に記載する。
- ②運搬事業者へ計画書（確認結果票を含む）を通知する。

### （3）建設発生土の搬入出後

#### ア) 発注者

- ①再生資源利用促進実施書（以降：実施書）で実績を確認する。

#### イ) 受注者

- ①受領書の交付を請求又は受領書を交付する。受領書は工事完成日から5年間保存する。（電子データによる保存も可能）
- ②受領書の内容を実施書に反映させる。

## 6 その他留意事項

- （1）通知日以降に入札する工事より、受注者は一時堆積した建設発生土を計画書で記載された搬出先（下記①～④を除く。）から他の搬出先へ搬出された時は速やかに、他

の搬出先の搬出の名称や所在地、搬出量等を記載した書面を作成し、受注した工事完了日から5年間保存する（電子データによる保存も可能）。さらに、他の搬出先へ搬出された時も同様の扱いとしている。そのため、受注者は最終搬出先まで確認義務が発生するため、留意されたい。

- ①国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
- ②他の建設現場で利用する場合
- ③ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
- ④土砂処分場（盛土利用等し再搬出しないもの）

(2) 通知日以降に入札する工事より、下記の事例に当たる場合は受注者による最終搬出先までの確認義務が発生する。この場合、建設発生土が混合しないよう搬入元別に区分管理することを規定している。

例1) 国又は地方公共団体が管理する場所において、受領書の交付が得られない場合

例2) 民有地に搬出する場合において、受領書の交付が得られない場合。

⇒受注者・建設発生土の管理者双方が「盛土利用等※」と認識していた場合においても、他の場所へ搬出した場合は、受注者による最終搬出先までの確認が発生する。（受領書の交付が得られないものは、受注者による最終搬出先までの確認が発生する。）

例3) スtockヤード運営事業者登録規程に登録されていない有料処分場で搬出する場合において、再搬出目的で受け入れる場合。（盛土利用等として、受領書を交付された場合を除く。）

⇒有料処分場に搬出した場合においても、転用目的で受け入れた場合は、一時堆積に該当する。そのため、受注者による最終搬出先までの確認が発生する。

※盛土利用等：土砂を再び搬出しないことを前提に盛土への活用や土砂の処分をする場合

一時堆積：土砂を再び搬出することを目的に外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場合

## 7 土砂搬出場所等の指定について

上記6に記載のとおり、建設発生土について、通知日以降に入札する工事から、受注者による最終搬出先までの確認義務が発生するため、搬出先選定にあたっては、受注者に確認義務が「ある」搬出先か、「ない」搬出先かについて確認するとともに、「ある」搬出先を選定する場合は、特記仕様書にその旨を記載することとする。詳細は別紙1による。

建設発生土の指定処分について（R6.6.1以降に契約する工事・業務に適用）

別紙 1

	受領書の交付	受領書の記載	受注者の最終搬出先 確認義務	備 考	根 拠 (指定副産物省令補足説明及び運用) (R5.3.31)
民地	あり	盛土利用等	なし	民間最終処分場・ヤード含む	1 (2) 2)
	あり	一時堆積	<b>あり</b>	民間最終処分場・ヤード含む	
	なし	盛土利用等	<b>あり</b>	民間最終処分場・ヤード含む	
	なし	一時堆積	<b>あり</b>	民間最終処分場・ヤード含む	
民地	あり	盛土利用等	なし	民間最終処分場・ヤード含む	1 (4) 3)
	あり	一時堆積	なし	民間最終処分場・ヤード含む	1 (4) 3)
※ストック ヤード登録 あり					
公共	あり	盛土利用等	なし		1 (4) 1)
	あり	一時堆積	なし		1 (4) 1)
	なし	盛土利用等	<b>あり</b>		
	なし	一時堆積	<b>あり</b>		

※ 盛土利用等 : 土砂を再び搬出しないことを前提に盛土への活用や土砂の処分をする場合。

※ 一時堆積 : 土砂を再び搬出することを目的に外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場合。

<搬入場所選定の留意点>

1) 搬入場所選定にあたり、受注者に最終搬出先までの確認義務が「ある」搬出先か「ない」搬出先かについて、必ず確認すること。

2) 確認義務が「ある」搬出先を選定する場合は、特記仕様書に必ずその旨を記載すること。

※記載例「建設発生土の搬出先について、資源有効利用促進法関係省令に基づき、受注者の最終搬出先までの確認義務が生じる工事であるため留意すること。」

3) 民間の搬入場所を選定する場合、「ストックヤード運営事業者登録簿」に登録されているか必ず確認すること。

登録状況は随時更新されるため、北海道開発局のホームページで確認してください。

URL : <https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/kensan/u23dsn00000017es.htm>

建設管理部で管理しているストックヤードに建設発生土を搬入する場合  
の受領書記載例

		令和●年●月●日
(搬出元)		
●●●●●建設工事		
責任者(※1) ●●●● 様		
		(受領先)
		■■総合振興局■■建設管管理部
		■■出張所長 ■■■■
土砂受領書		
受領先の名称及び所在地：■■■川河川敷地		
北海道■■市■■町■■丁目■■番地先		
受領した管理者の称号：●●総合振興局●●建設管管理部●●出張所		
搬出元の名称及び所在地：●●●●●建設工事		
北海道■■市■■町■■丁目■■番地先		
土砂の搬出量：一時堆積 第●種建設発生土 ●●m <sup>3</sup> (地山量) (※2、※3、※4)		
搬入が完了した日：令和●年●月●日		

※1 第9条（管理体制の整備）により定める工事現場における責任者（監理技術者など）

※2 「盛土利用等」又は「一時堆積」を記載すること。

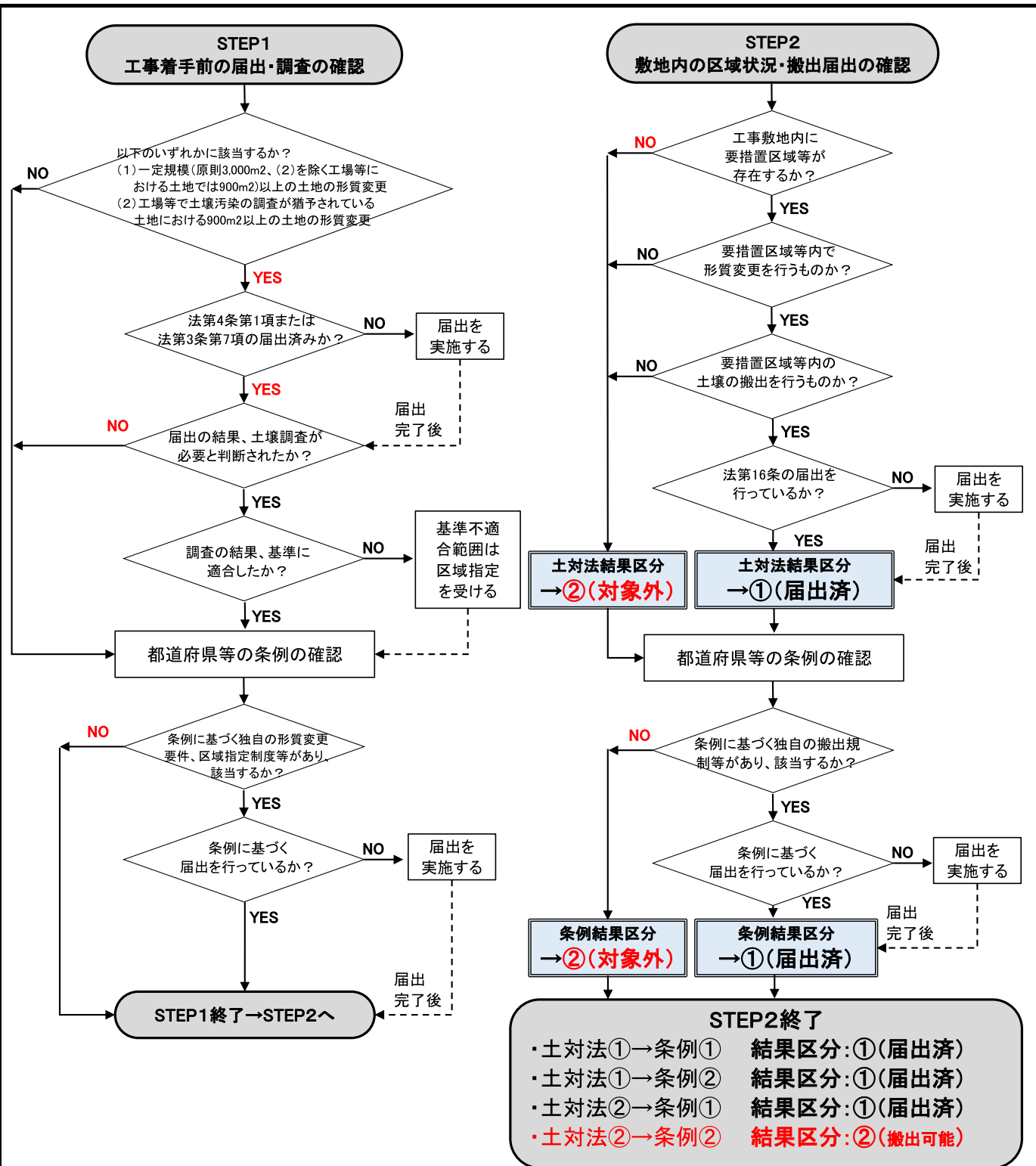
盛土利用等：土砂を再び搬出しないことを前提に盛土への活用や土砂の処分をする場合

一時堆積：土砂を再び搬出することを目的に外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場合

※3 土質区分は、国土交通省が定めた発生土利用基準による区分を標準とする。なお、これにより難しい場合は土質材料の工学的分類体系（(公社)地盤工学会）によること。

※4 地山量、締固め量、ほぐし土量など当該土量の算定上の状態を記載すること。





結果区分	確認結果
②	手続確認済(搬出可能)
(備考)	(※注意事項) 大部分の判定は「②搬出可能」となります。「①届出済」は区域指定されている地域からの搬出であり、建設発生土ではなく汚染土としての取扱いとなります。フローはヤード毎に作成してください。

【補足事項】

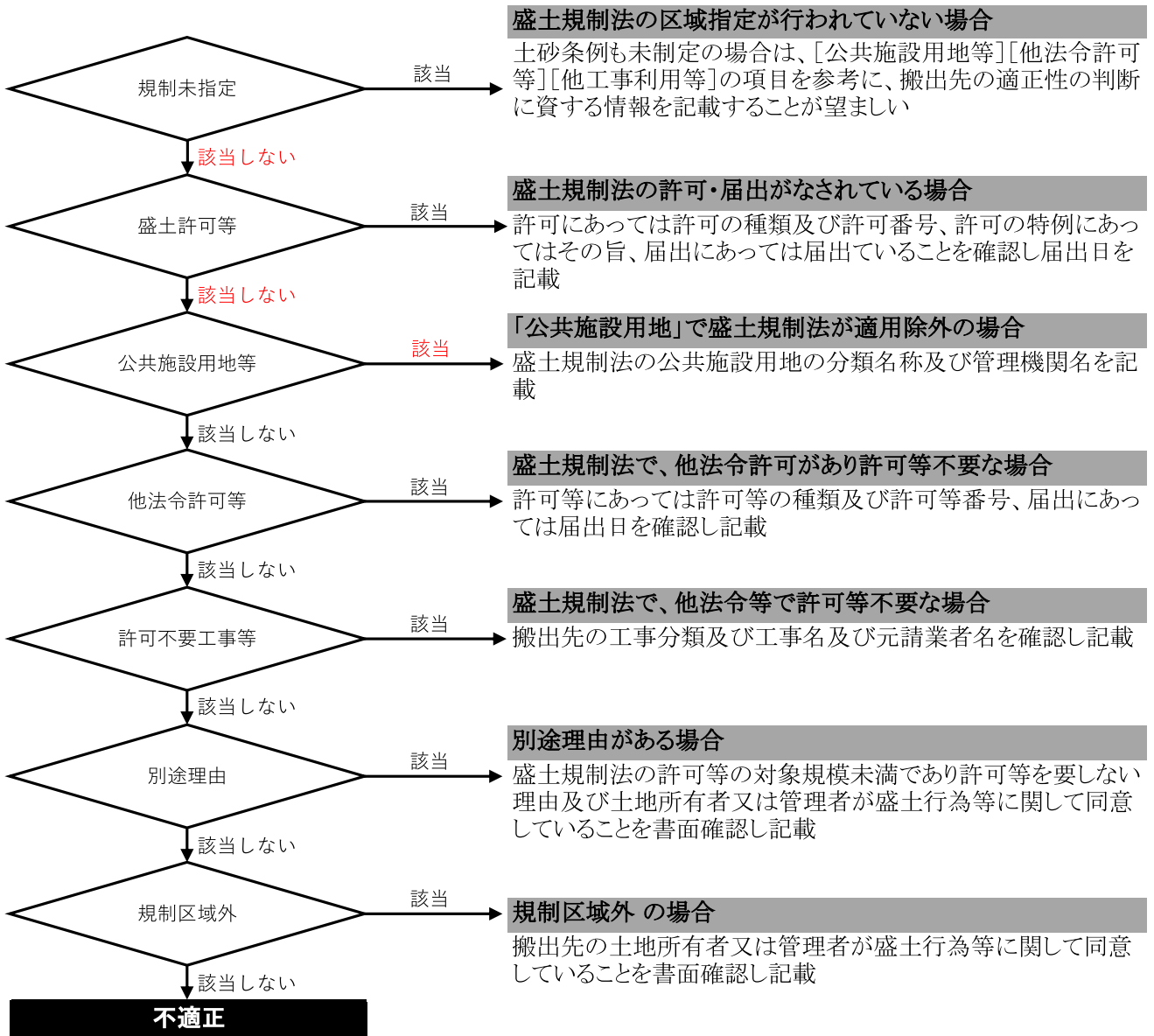
- ・フローのうち該当する箇所(Yes又はNo)を赤色に着色ください。
- ・本フローは確認結果票とともに記録・保存してください。
- ・詳細は「確認結果票作成に当たっての解説(土壌汚染対策法等の手続確認編)」を参照ください。
- ・STEP1は工事全体の手続確認であり、工区別の手続確認はSTEP2にて実施するため、工区によって手続確認結果が異なることがあります。



記載例

※道路、河川、公園等の工事区域の場合

i) 盛土規制法の確認フロー

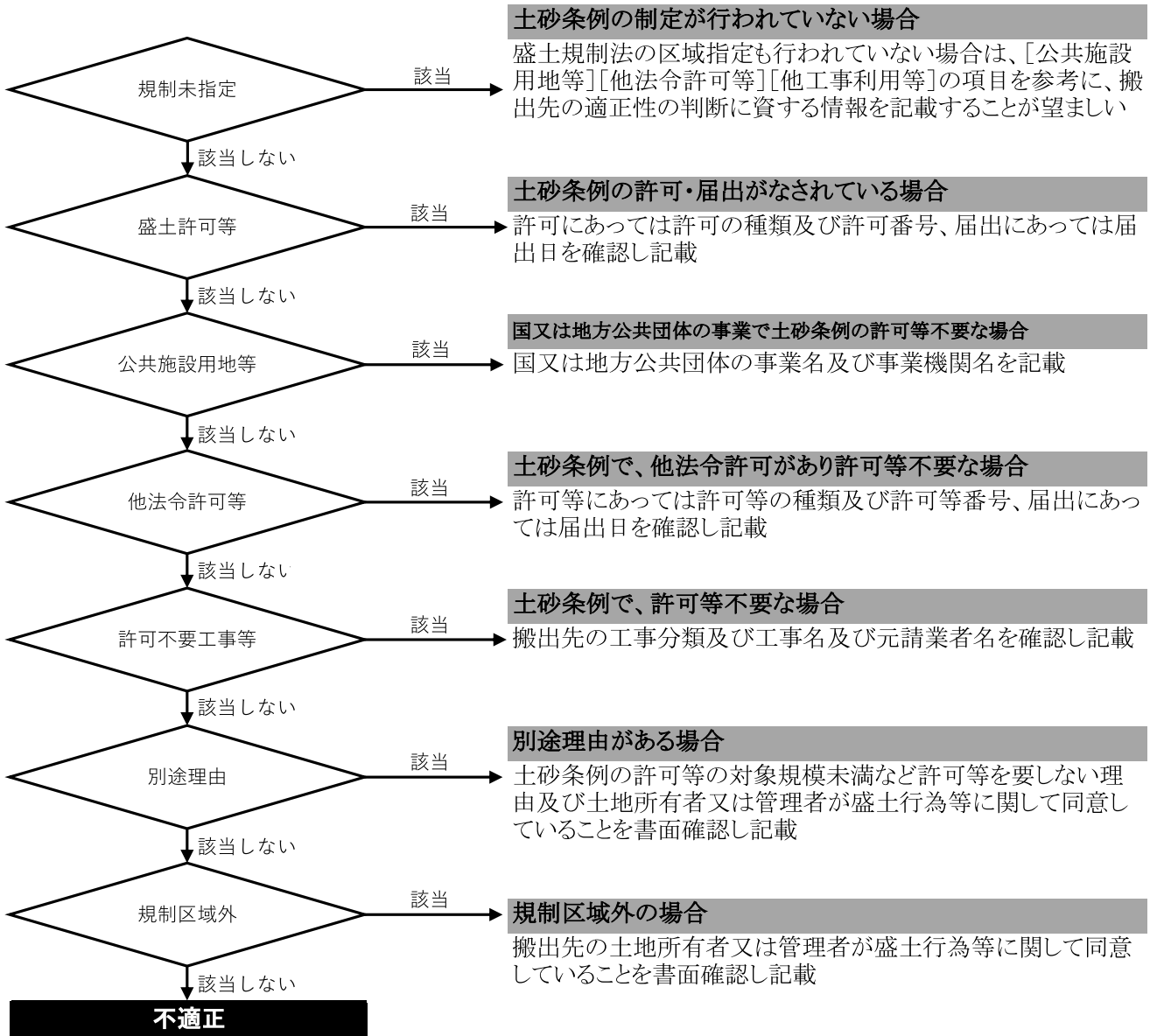


盛土規制法の規制区域に該当するが許可等を有しておらず、また、許可等が不要な理由もないため適正な搬出先ではない

(※注意事項)

- ・工事施工箇所およびヤード毎に確認し、その結果を確認結果票に記載願います。
- ・搬出先がストックヤード運営事業者登録規程第3条第1項に規定する、国に登録されたストックヤードである場合には、当該登録番号も記載願います。
- ・道路、河川、公園等の工事区域は、「公共施設用地」に該当します。
- ・宅造区域、特盛区域内であつて、許可・届出対象規模以上の残土処分場は「盛土許可等」に該当します。
- ・宅造区域、特盛区域内であつて、許可・届出対象規模以下の残土処分場は「別途利用」に該当します。

ii) 都道府県等の定める土砂条例の確認フロー



**不適正**

土砂条例の許可等必要行為に該当するが許可等を有しておらず、また、許可等が不要な理由もないため適正な搬出先ではない